

## 我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の 一部を改正する条例に関する資料

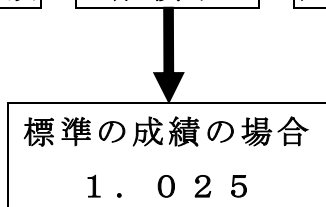
### 1 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の基準日、在職期間及び支給日

	基準日	在職期間	支給日	
			フルタイム	パートタイム
6月期	6月1日	12月2日～6月1日	6月15日	6月20日
12月期	12月1日	6月2日～12月1日	12月10日	12月20日

### 2 期末手当及び勤勉手当の計算方法

$$\text{期末手当支給額} = \text{期末手当基礎額} \times 1.225 \times \text{在職期間別割合}$$

$$\text{勤勉手当支給額} = \text{勤勉手当基礎額} \times \text{成績率} \times \text{在職期間別割合}$$



### 3 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額

フルタイム	給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額
パートタイム	1時間当たりの報酬（給料）額に基準日前6か月における実勤務時間数を乗じて得た額を在職月数で除して得た額

※ 実勤務時間数は、正規の勤務時間に限る。

### 4 在職期間別割合

基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合

在職期間	在職期間別割合
6月	1
5月以上6月未満	0.8
3月以上5月未満	0.6
3月未満	0.3

### 5 期末手当及び勤勉手当の支給対象とならない会計年度任用職員

次のいずれかに該当するパートタイム会計年度任用職員

- (1) 本市の会計年度任用職員としての勤務条件が社会保険加入者の要件を満たさない者
- (2) 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員
- (3) 我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員